

22労働協約 第7回交渉**「専任社員」「重点項目」等について交渉
働き続けたい専任社員を退職させないために
病休最大90日を180日以内に！**

「専任社員の病欠期間最大90日をJR社員と同様に180日以内とすること」

◎働きたくても制度に阻まれて辞めざるを得ない専任社員を防止するために、病欠期間を90日から社員と同様の180日以内に改訂すること。

「更衣時間を労働時間とすること」

◎就業規則第2章服務、第20条の服装の整正において「制服の定めのある社員は、勤務時間中、所定の制服等を着用しなければならない」とあり、厚労省の「ガイドラン」を踏まえると制服への更衣時間は労働時間であることを認めること。

「保存休暇の用途拡大」

◎保存休暇の用途を拡大し、新型コロナウイルス感染症関連で休まざるを得ない時は年休ではなく、保存休暇の使用を優先させるようにすること。



「罹患休暇を新設すること」

◎現在、新型コロナウイルス感染症が蔓延しているが、今後も様々な感染症が拡がるおそれがあり、社員が感染し復帰するまでの生活を守る意味からも罹患休暇の新設を強く要求する。

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩